

事 務 連 絡

平成18年12月13日

改定 平成24年7月12日

各 府 省 等 担 当 官 殿

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に規定する暴力団排除に関する  
欠格事由の運用要領について

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号。以下「法」という。)第10条(第15条において準用する場合を含む。)に規定する欠格事由のうち、第4号及び第6号から第9号までの暴力団排除に関する規定(以下「暴力団排除条項」という。)について、警察庁と協議の上、下記のとおりその運用要領を改定しました。

ついては、法第2条第6項第1号に規定する官民競争入札及び同条第7項第1号に規定する民間競争入札(以下「官民競争入札等」という。)を実施する国の行政機関等におかれましては、本運用要領に沿った運用により、入札参加事業者等について徹底した暴力団排除が図られますよう、よろしくお願いいたします。

また、各府省におかれましては、所管されます独立行政法人等に対しても本事務連絡について周知されますようお願いいたします。

#### 記

#### 1 暴力団排除に関する規定

法は、第10条第4号及び第6号から第9号まで(第15条において準用する場合を含む。)において、官民競争入札等の入札参加資格の一つとして、暴力団排除条項を規定している。

また、法第22条第1項では、官民競争入札等の結果、民間事業者が落札した場合、公共サービスの適正かつ確実な実施を確保するため、契約の解除事由を規定しており、このうち、同項第1号ロにおいて、暴力団排除条項に該当する等、官民競争入札等に参加する者に必要な資格の要件を満たさなくなったときに、契約を解除できる旨を規定している。

なお、暴力団排除条項の内容については、別紙1に示すとおりである。

#### 2 運用の概要

- (1) 国の行政機関等の長等(以下「実施機関」という。)が実施する官民競争入札等における暴力団排除条項の運用については、入札の開札後、落札者を決定する前に、実施機関が警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課(以下「暴力団対策課」という。)に対し、原則として、落札予定者の暴力団排除条項該当性の有無について意見聴取を

行う。また、意見聴取を受けた暴力団対策課は、暴力団排除条項該当性の有無について、当該実施機関に回答する。

- (2) 前記意見聴取に対して、暴力団対策課から「暴力団排除条項に該当する」旨の回答があった場合には、実施機関は当該落札予定者による入札を無効とする。
- (3) 実施機関は、入札参加時に入札参加者から「暴力団排除条項に該当しないこと及び暴力団又は暴力団関係者を再委託先としないことを誓約する書面」（以下「誓約書」という。）の提出を受ける。若しくは入札参加時に入札参加者が心得ておくべき事項を明示した資料（以下「入札心得」という。）において、「暴力団排除に関する誓約事項」（以下「誓約事項」という。）を示すとともに、入札参加者が入札書の提出をもって誓約事項に同意したものである旨を明らかにする。  
なお、「暴力団関係者」とは、暴力団の構成員及び暴力団に自発的に資金、便宜を供与する等協力し又は暴力団若しくは暴力団構成員を利用する等、これと交わりを持つ者をいう。
- (4) 実施機関が落札者と契約を締結するときは、当該契約に係る契約書に暴力団排除に関する契約条項（以下単に「契約条項」という。）を定める。
- (5) 実施機関は、事業開始後において、公共サービス実施民間事業者が暴力団排除条項又は契約条項に該当する疑いがあり、法第22条第1項第1号ロ又は契約条項に基づき契約を解除しようとするときは、暴力団対策課に対し、当該公共サービス実施民間事業者の暴力団排除条項等該当性の有無について意見聴取する。また、当該意見聴取に対し、暴力団対策課から暴力団排除条項又は契約条項に該当する旨の回答があった場合には、当該公共サービス実施民間事業者との契約を解除するなどの措置を講じる。
- (6) 暴力団対策課は、実施機関の意見聴取に対する回答のほか、公共サービス実施民間事業者に暴力団排除条項又は契約条項に該当する事由があると疑うに足る相当な理由があるため、実施機関が適切な措置をとることが必要であると認めたときは、実施機関に対しその旨の意見を述べる。また、実施機関は、当該意見が述べられた場合にも契約を解除するなどの措置を講じる。
- (7) 実施機関が暴力団対策課に対して行う意見聴取及び暴力団対策課が実施機関に対して行う回答又は意見陳述については、全て内閣府官民競争入札等監理委員会事務局（以下「事務局」という。）を経由して行う。

### 3 具体的な運用要領

- (1) 入札の開札後、落札者を決定する前の意見聴取等

#### ア 暴力団対策課に対する意見聴取

実施機関が行う暴力団排除条項該当性の意見聴取は、当該官民競争入札等の実施を主管する課長等（本府省庁の課長に相当する職にある者）が、事務局を経由して暴力団対策課長宛に行う。

#### イ 意見聴取の対象

意見聴取の対象となる事業者は、落札予定者（実施機関において、明らかに暴力団排除条項に該当し又は該当しないと判断できる場合を除く。）とし、別紙2の「意見聴取の対象」欄に示す者を意見聴取の対象とする。

なお、法第10条第8号及び第9号（第15条において準用する場合を含む。）に関する意見聴取の対象については次のとおりとする。

(ア) 法第10条第8号にいう「事業活動を支配する者」については、

- 相談役、顧問等名称のいかんを問わず、落札予定事業者（法人の場合）の役員と同等以上の支配力を有する者
- 落札予定事業者（法人の場合）の発行済株式の総数の100分の5以上の株式を所有する株主
- 落札予定事業者（法人の場合）の出資総額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者

について意見聴取の対象とする。

(イ) 法第10条第9号にいう「親会社等」のうち、落札予定事業者に対して、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律施行令第3条第1項各号のいずれかに該当する関係（以下「特定支配関係」という。）を有する者を意見聴取の対象とし、同条第2項に規定する「ある者に対して特定支配関係を有する者に対して特定支配関係を有する者」については、意見聴取の対象としないこととする。

また、落札予定事業者と特定支配関係を有する者が法人の場合については、相談役、顧問等名称のいかんを問わず、当該法人の役員と同等以上の支配力を有する者についても、意見聴取の対象とする。

#### ウ 意見聴取に必要な事項

意見聴取に必要な事項は、別紙2の「意見聴取に必要な事項」欄に示すとおりとし、意見聴取に必要な事項を提出させるにあたっては、取得した個人情報や暴力団排除条項等の欠格事由の審査のため、必要な範囲内において利用し又は提供する旨を明確にしておくとともに、意見聴取に際し、記載内容に疑義が生じた場合等必要に応じて、住民票の写し等の確認書類の提出を求める場合があることについて明確にしておく。

#### エ 意見聴取の時期及び方法

意見聴取は、入札の開札後、落札者を決定する前に、別紙4-1及び別紙4-2の記載例に準じた様式の書面並びに意見聴取対象者の氏名等を電磁的に記録した電磁的記録媒体により、対象となる公共サービスごとに落札予定者について行う。

#### オ 暴力団対策課からの回答

実施機関から意見聴取を受けた暴力団対策課は、必要な調査を実施し、暴力団排除条項該当性の有無について、特別な事情のない限り、20日以内に別紙6及び別紙7の記載例に準じた様式の書面により、事務局を經由して当該実施機関に回答する。

なお、実施機関は、前記回答に要する期間に留意の上、落札者との契約締結時期を設定する。

(2) 入札参加時の暴力団排除に関する誓約書若しくは誓約事項

実施機関は、入札参加時に入札参加者から「誓約書」（様式例は別紙3-1のとおり。）の提出を受ける。若しくは入札心得において「誓約事項」（記載例は別紙3-

2のとおり。)を示すとともに、入札参加者が入札書の提出をもって誓約事項に誓約したものとすることを明らかにする。

なお、誓約書若しくは誓約事項については、暴力団排除条項に該当しないこと及び暴力団又は暴力団関係者を再委託先としないことに関する事項だけを誓約させるものである必要はなく、他に誓約させるべき事項があれば、それらの事項と併せて誓約させてもよい。

例えば、暴力団排除条項を含む、法第10条各号の欠格事由に該当しないことを誓約させる場合などがある。

(3) 契約を解除しようとするときの意見聴取等

ア 暴力団対策課に対する意見聴取

暴力団排除条項又は契約条項に該当する疑いがあり、法第22条第1項第1号ロ又は契約条項に基づき契約を解除しようとするときは、前記3(1)アと同様の方法により、暴力団対策課に対し意見聴取を行う。

イ 意見聴取の対象

前記3(1)イと同様とする。ただし、法第10条第8号にいう「事業活動を支配する者」及び第9号にいう「親会社等」については、その全てを意見聴取の対象とすることができる。

ウ 意見聴取の時期及び方法

意見聴取は、その都度、契約を解除しようとする公共サービス実施民間事業者について、別紙5-1及び別紙5-2の記載例に準じた様式の書面並びに意見聴取対象者の氏名等を電磁的に記録した電磁的記録媒体により行う。

エ 暴力団対策課からの回答

実施機関から意見聴取を受けた暴力団対策課は、3(1)オと同様の方法により、実施機関に回答する。

(4) 実施機関に適切な措置を取ることが必要と認めたとときの意見陳述

事業開始後において、暴力団対策課が公共サービス実施民間事業者に暴力団排除条項又は契約条項に該当する事由があると疑うに足りる相当な理由があるため、実施機関が適切な措置を取ることが必要であると認めたとときは、別紙8の記載例に準じた様式の書面により、事務局を経由して当該実施機関に対し、その旨の意見を述べる。

(5) 暴力団対策課からの回答等に対する実施機関の措置

暴力団対策課から、落札予定者が暴力団排除条項に該当する旨の回答があったときは、実施機関は当該落札予定者による入札を無効とし、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最も高い総合評価点の者（入札における第二順位の者：総合評価の場合）を落札予定者とするなどの措置を講じるものとする。

また、暴力団対策課から、公共サービス実施民間事業者が暴力団排除条項若しくは契約条項に該当する旨の回答又は上記(4)の意見陳述があったときは、実施機関は当該事業者との契約を解除するなどの措置を講じるものとし、当該措置の内容を事務局を経由して暴力団対策課に通知する。

(6) 電磁的記録媒体の作成要領

意見聴取に必要な電磁的記録は、氏名カナ、氏名漢字、生年月日、性別とし、これらをCSV形式（例えば、エクセル、アクセス等）により、電磁的記録媒体（CD-R等）に以下の要領で記録する。

ア 氏名カナは、半角で記録し、姓と名の間を半角で1マス空ける。

イ 氏名漢字は、全角で記録し、姓と名の間を全角で1マス空ける。なお、常用漢字でない等の理由により、漢字が記録不可能な場合は、当該漢字に代えて平仮名を記録する。

ウ 生年月日のうち、年、月及び日については、半角の2桁で記録する。元号については、明治の場合は「M」、大正の場合は「T」、昭和の場合は「S」、平成の場合は「H」と半角で記録する。

エ 性別については、男性の場合は「M」、女性の場合は「F」と半角で記録する。

オ 氏名カナ、氏名漢字、元号、年、月、日及び性別の間を半角の「カンマ（,）」で区切る。

カ 記録例

昭和38年7月14日生まれの公共太郎（男性）について意見聴取する場合は、

【ヨウキョウノカウ、公共口太郎,S,38,07,14,M】

と記録する。

#### 4 暴力団排除に関する契約条項

暴力団排除をより徹底するため、官民競争入札等の落札者と公共サービスの実施に関する契約を締結するときは、当該契約に係る契約書に次の内容の契約条項を定める。

- 暴力団員を業務を統括する者又は従業者として使用している場合には、契約を解除することができる。
- 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有している場合には、契約を解除することができる。
- 暴力団又は暴力団関係者を再委託先としない。
- 再委託先が暴力団又は暴力団関係者と知りながらそれを容認して再委託契約を継続させている場合には、契約を解除することができる。
- 上記の契約解除に伴い、公共サービスの実施に関して履行遅延等による損害が生じた場合は、契約解除を受けた相手方が負担するものとする。

なお、「社会的に非難されるべき関係」とは、

- 暴力団員等が介入、関与する賭博、ノミ行為、無尽等に参画、参加している。
- 暴力団員等と共犯事件で逮捕されるなど、暴力団員等と妥当性を欠く内容の関係を有している。
- 暴力団員又はその家族に関する行事、例えば結婚式、還暦祝い、ゴルフコンペ等に出席するなど暴力団員等と密接な関係を有している。

などが挙げられるが、関係を有するに至った原因、境遇、知情姓、事案の軽重及び情状等を総合的に勘案して判断する。

#### 5 暴力団対策課との緊密な連携

実施機関は、暴力団対策課との緊密な連携により、暴力団排除の徹底を図るとともに、

公共サービス実施民間事業者が暴力団排除条項に該当する疑いがあると認められるときは、実施機関にあっても、暴力団対策課と連携をとりつつ、法第26条第1項の規定に基づく立入検査や報告徴収を積極的に実施するなど、法の施行に必要な限度において、事実関係の把握に努める。

#### 6 その他

- (1) 暴力団排除条項等の運用については、原則として本運用要領によるものとするが、個々の状況により、本運用要領によりがたいときは、関係機関と協議の上、その状況に応じた適切な運用を図るものとする。
- (2) 実施機関は、公共サービス実施民間事業者等に対し、暴力団又は暴力団関係者による不当要求又は業務妨害を受けた場合には、速やかに警察に通報するとともに実施機関に報告することを指導することとする。
- (3) 添付資料  
参照条文を添付するので参考とされたい。